

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十九年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しが「（准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第三条第三項」に、「書換え交付」を「書換交付」に改める。
別記様式第三号中「准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書」に、「准看護師籍訂正・免許証書換交付を申請します。」を「准看護師籍訂正・免許証書換交付を申請します。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 ノの規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 ノの規則の改正の際現に改正前の保健師助産師看護師法施行細則別記様式第三号による様式で提出されている申請書は、改正後の保健師助産師看護師法施行細則別記様式第三号による様式によつた申請書とみなす。